

悪性腫瘍における FDG-PET/CT検査の保険適応について

疾患名	算定要件
すべての悪性腫瘍 (早期胃癌を除く)	他の検査、画像診断により病期診断、 転移・再発の診断が確定できない患者

PET/CTの診療報酬算定要件は上記のようになっており、ポイントとしては以下になります。診療科の先生方に置かれましては、以下のポイントをお守りいただいた上でご依頼いただけますように、よろしくお願いいたします。

2017年4月 千葉徳洲会病院 核医学診断科 内線番号1010

- PET/CTの前に何らかの画像診断、他の検査による精査を行っておくことが必要です。
何らかの画像診断とはCT、MRI、X線、核医学検査などを指します
- 「悪性腫瘍“疑い”」は査定対象になる可能性があります。
病理診断による確定診断が得られなかった場合でも、
「臨床上高い蓋然性をもって悪性腫瘍と診断されている場合」は、
保険適応となりますので、臨床病名として悪性腫瘍の病名を付けてください
- 同じ患者で繰り返しPET/CT検査を行う場合は、6か月以上期間を空けて
オーダーしてください。
半年以内に繰り返し検査を行った場合は、査定対象となる可能性があります。
※算定要件の留意事項では、原則、6ヶ月に1回となっています。
ただし、「悪性リンパ腫の治療効果判定」については、転移・再発診断の目的に該当する
との見解から、6ヶ月以内であっても保険適応となります。

【保険適応にならない例】

- ・ 化学療法や放射線治療の効果判定目的
- ・ 再発を疑う強い所見が無い定期的な経過観察目的
- ・ 腫瘍マーカー高値のみによる存在診断目的
- ・ 同一月内にガリウムシンチグラフィが実施されている場合
- ・ DPC包括請求で入院中(入院日、退院日を含む)の場合
- ・ スクリーニング目的、健康診断目的